

町田市体育施設条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 2 3 年(2011年) 8 月 3 0 日

提出者 町田市長 石 阪 丈 一

町田市体育施設条例の一部を改正する条例

町田市体育施設条例（平成１７年６月町田市条例第３４号）の一部を次のように改正する。

別表第４の２の表を次のように改める。

２ 駐車場利用料金

駐車場の名称	利用料金
町田市立総合体育館駐車場	次の各号に掲げる駐車場の利用時間に応じ、それぞれ当該各号に定める金額
町田市立室内プール駐車場	
成瀬クリーンセンターテニスコート駐車場	
	(１) ３０分まで 無料
	(２) ３０分を超え２時間まで １００円
	(３) ２時間を超え９時間まで 前号に掲げる金額に、２時間を超える部分について３０分までごとに５０円を加えた金額
	(４) ９時間を超える場合 ８００円

附 則

この条例は、平成２４年４月１日から施行する。

町田市体育施設条例新旧対照表（改正後）

__部分は改正部分

別表第4(第16条関係)

1 略

2 駐車場利用料金

駐車場の名称	利用料金
町田市立総合体育館駐車場	次の各号に掲げる駐車場の利用時間に応じ、それぞれ当該各号に定める金額
町田市立室内プール駐車場	
成瀬クリーンセンターテニスコート駐車場	
	(1) 30分まで 無料
	(2) 30分を超え2時間まで 100円
	(3) 2時間を超え9時間まで 前号に掲げる金額に、2時間を超える部分について30分までごとに50円を加えた金額
	(4) 9時間を超える場合 800円

3 略

町田市体育施設条例新旧対照表（改正前）

別表第4(第16条関係)

1 略

2 駐車場利用料金

駐車場の名称	利用単位	利用料金
町田市立総合体育館駐車場	2時間	100円
成瀬クリーンセンター駐車場		

備考 2時間に満たない時間がある場合は、これを2時間とする。ただし、入場して30分以内に退場した場合は、無料とする。

3 略